建築物移動等円滑化基準（義務）チェックリスト

年　月　日作成	作成者氏名	TEL:(　　)　　－
建築主氏名		建築物名称
建築物所在地	北九州市　　区	構造　:　　造
建築物の概要	工事種別　・新築　・増築　・改築　・用途変更	主要用途　:
	延べ面積:　　㎡（既存　　㎡）	階数　:地上　　階／地下　　階

記入方法	◆「設計内容」及び「判定」の欄を各項目毎に記入する。 ◆「設計内容」の欄は、記載要領等の例示に従い設計内容を記入して、必要な図面等を添付する。 ◆「判定」の欄は、適否の判定を次の記号により記入する。 ※「○」印:基準に適合、該当する　等 「／」印:当該事項が該当しない　等	設計内容	判定
		記入例:	
		（有効幅員）150cm	○
		（昇降機）設置なし	／
		（戸の構造） 両引き自動ドア	○

○一般基準

対象特定施設		基準内容	設計内容	判定
1	廊下等 （政令第11条）	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか		
		② 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ※1		
2	階段 （政令第12条）	① 踊場を除き、手すりを設けているか		
		② 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか		
		③ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか		
		④ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか		
		⑤ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ※2		
		⑥ 主たる階段を、回り階段としていないか（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く）		
3	傾斜路 （政令第13条）	① 勾配が1／12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか		
		② 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか		
		③ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか		
		④ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ※3		

対象特定施設		基 準 内 容	設 計 内 容	判定
4	便　所 (政令第14条、告示第1074号)	①　不特定多数利用便所は、原則として国土交通大臣が定める配置の基準に従って、不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上設けているか。(政令第 14 条チェックリスト・参考様式(便所)を参照)		
		②　車椅子使用者用便房は、原則、便所設置階ごとに1以上(10,000㎡を超える階は、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上)設けているか		
		③　車椅子使用者用便房	本項目の判定は、当該箇所が(1)、(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか		
		(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか		
		④　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房(オストメイト対応)を1以上、設けているか		
		⑤　男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか		
5	劇場等の客席 (政令第15条、告示第1073号)	①　座席の数が400以下の場合は2以上、座席の数が401以上の場合は座席の総数の0.5%以上の車椅子使用者用部分を設けているか。		
		②　車椅子使用者用部分	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)幅は90cm以上であるか	cm	
		(2)奥行きは135cm以上であるか	cm	
		(3)床は平らであるか		
6	ホテル又は旅館の客室 (政令第16条) (告示第1495・1496号)	①　客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1／100(端数は切り上げ)以上設けているか		
		②　車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか		
		(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか		
		(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか		
		(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか		
		(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか		
		③　車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(4)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか		
		(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか		
		(3)出入口の幅は80cm以上であるか	cm	
		(4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか		

対象特定施設		基 準 内 容	設 計 内 容	判定
7	敷地内の通路 (政令第17条)	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか		
		② 段がある部分	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)手すりを設けているか		
		(2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか		
		(3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか		
		③ 傾斜路	本項目の判定は、当該箇所が(1)、(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)勾配が1／12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1／20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか		
		(2)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか		
8	駐車場 (政令第18条、告示第1072号)	① 全駐車台数が200以下の場合は2%以上、全駐車台数が201以上の場合は全駐車台数の1%＋2以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか		
		② 車椅子使用者用駐車施設	本項目の判定は、当該箇所が(1)、(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)幅は350cm以上であるか	cm	
		(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか		
9	標識 (政令第20条、省令第113号)	① 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	本項目の判定は、当該箇所が(1)、(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか		
		(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか		
10	案内設備 (政令第21条、告示第1491号)	① 建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか (配置を容易に視認できる場合は除く)		
		② 建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか		
		③ 案内所を設ける場合は①②は適用しない		

※1 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第一)
- 勾配が1／20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1／12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

※2 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第二)
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

※3 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第三)
- 勾配が1／20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1／12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

○視覚障害者移動等円滑化経路 （道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準）

対象特定施設		基 準 内 容	設 計 内 容	判定
1	案内設備 までの経路 （政令第22条）	① 道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ※4		
		② 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか（進行方向を変更する必要がない風除室内は除く）		
		③ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ※5 には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか		

※4 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1497号第四）
・主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
・建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合

※5 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1497号第五）
・勾配が1／20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1／12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

○移動等円滑化経路

対象特定施設		基 準 内 容	設 計 内 容	判定
1	(政令第19条第2項第一号)	① 階段又は段を設けていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）		
2	出入口（政令第19条第2項第二号）	① 幅は80cm以上であるか	cm	
		② 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか		
3	廊下等（政令第19条第2項第三号）	① 幅は120cm以上であるか	cm	
		② 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか		
		③ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか		
4	傾斜路（政令第19条第2項第四号）	① 幅は、階段に代わるものは120cm以上、階段に併設するものは90cm以上であるか	cm	
		② 勾配は1／12以下であるか（ただし、高さが16cm以下のものの場合は1／8以下）		
		③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		
5	エレベーター及びその乗降ロビー（政令第19条第2項第五号、告示第1493号）	① 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか		
		② 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	cm	
		③ 籠の奥行きは135cm以上であるか	cm	
		④ 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか		
		⑤ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか		
		⑥ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか		
		⑦ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか		
		⑧ 不特定多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000㎡以上）の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)籠の幅は140cm以上であるか	cm	
		(2)籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか		
		⑨ 不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー ※6	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか		
		(2)籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか		
		(3)籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか		

※6 エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。（告示第1494号）

対象特定施設		基 準 内 容	設 計 内 容	判定
6	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (政令第19条第2項第六号、告示第1492号)	① 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか		
		(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	cm	
		(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか		
		② 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	本項目の判定は、当該箇所が次の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか		
7	敷地内の通路 (政令第19条第2項第七号)	① 幅は120cm以上であるか	cm	
		② 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか		
		③ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか		
		④ 傾斜路	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	—
		(1)幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上であるか		
		(2)勾配は、1／12分以下であるか (高さが16cm以下のものの場合は1／8以下)		
		(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1／20以下の場合は除く)		
	(政令第19条第3項)	⑤ 道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか。		